

盛岡市地域経済好循環推進事業（以下「本事業」という。）の質問に対する回答票（令和2年8月7日）

※ 同様の質問は、まとめて回答しています。6月10日に掲載した内容から追記した部分は赤字表記としています。

	質問	質問	回答
1	<p>■本事業の目的について</p>	<p>名称からすると、1企業や1事業主体だけではなく、複数の事業者が横通しで新たな事業価値を見出し業容拡大をするのが目的のようであるが間違いないか。</p>	<p>本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している市の経済の回復を図ることを目的とし、複数の事業者によるグループが盛岡市の地場産業その他の資源を活用し、令和2年4月以降に新規に実施する（している）事業を支援するものです。新たな事業に取り組んだ結果、既存事業の業容が拡大することは十分に考えられます。</p> <p>なお、単独の事業者で実施する事業は、募集対象となりません。</p>
2	<p>■補助対象経費について</p> <p>■事業計画書について</p> <p>■収支予算書について</p>	<p>人件費の部分を見ると該当するものは無くなり、大体委託になると思われるが、申請主体、例えば3社は、追加のもう1社か数社に対して委託することになるように見える。こうなるとビジネスモデルと収支に関して解り易く、図解を示してほしい。申請主体が必ず再委託をするようにと読める。また、収支予算書について、今の理解だと再委託先の予算が支出項目に入るのだが、それは収入範囲を超えて委託先の収入効果まで含めるのか。様式6、7の各様式の項目の目的を示してほしい。</p>	<p>本事業は市が委託事業として実施するものではなく、グループにより実施される事業に要する経費に対し補助金を交付するものです。</p> <p>事業はグループ内において企画立案、役割分担がなされた上で取り組まれることを想定していますが、事業の主要な部分を除く一部の業務をグループ外の事業者へ委託することについては差支えありません。</p> <p>収支予算書は、グループの収支を記載するものであり、委託先の収支の記載は不要です。図解の御要望については、この回答をもって代えさせていただきます。</p> <p>様式6の事業計画書、様式7の収支予算書は、応募いただいた事業が本事業の趣旨に合致し、的確に実行されるかについて審査するために必要となります。</p>

	質問	回答
3	<p data-bbox="219 212 506 288">■補助対象経費について</p> <p data-bbox="521 212 1189 288">① 補助対象経費全体に対する委託料の支出割合に定めはあるか。</p> <p data-bbox="521 355 1189 432">② 事業遂行上、支払先が県外事業者や海外事業者となっても差支えないか。</p> <p data-bbox="521 499 1189 624">③ 盛岡の特産品を活用した創作メニューを新たに開発し、提供するための材料費は補助対象に当たるか。</p> <p data-bbox="521 643 1189 675">④ 事業協力者への協力金は、補助対象に当たるか。</p> <p data-bbox="521 786 1189 911">⑤ イベントで参加者を対象とした抽選会を実施する場合、当選者に贈る賞品や景品の経費は補助対象に当たるか。</p> <p data-bbox="521 978 1189 1102">⑥ 構成員が所有する施設や備品を会議やイベントで使用する場合、その使用料金を補助対象経費として計上することは可能か。</p> <p data-bbox="521 1121 1189 1294">⑦ オンラインイベントを開催するため、プロジェクト、ウェブカメラ、マイクなどの必要な機材を会場整備費として補助対象経費に計上することは可能か</p>	<p data-bbox="1216 212 2085 336">① 委託料の支出割合に定めはありませんが、事業の主要な部分が実施主体により実施されないことは本事業の趣旨に合致しないものと考えます。</p> <p data-bbox="1216 355 2085 480">② 支払先が県外事業者や海外事業者となる場合もあり得ますが、本事業は市内経済の好循環化を目的としていることに留意してください。</p> <p data-bbox="1216 499 2085 624">③ 補助対象となる原材料費は、新商品の開発に要するものに限りません。開発してから販売する新商品の生産・提供に係る原材料費は対象となりません。</p> <p data-bbox="1216 643 2085 767">④ 事業協力者への協力金は、謝金の扱いで補助対象とすることができます。ただし、グループ内事業者への謝金を補助対象経費とすることは認められません。</p> <p data-bbox="1216 786 2085 959">⑤ 募集要領の「補助対象経費」に記載がない経費であるため、一律にお答えできません。 当該経費が補助事業の目的を達成するために必要がある場合に限って、補助対象として認めるものとします。</p> <p data-bbox="1216 978 2085 1054">⑥ グループ内事業者に支出する経費を補助対象として計上することはできません。</p> <p data-bbox="1216 1121 2085 1342">⑦ プロジェクタ、ウェブカメラ、マイクなどの購入に係る経費は備品購入費に当たり、当該経費は募集要領の「補助対象経費」に記載がないため、補助対象経費に計上することはできません。 なお、これらの機材を借りる場合は賃借料として補助対象経費に計上することができます。</p>

	質問		回答
4	<p>■グループを構成する事業者について</p>	<p>① グループを構成する事業者は個人や団体（組合、商店会、地域団体など）を含めることはできるか。</p> <p>② 代表が事業者であれば個人でもよいか。</p> <p>③ イベントの実施に協力する事業者（販促物作成などをしてもらう広告代理店など）とグループを構成することはできるか。</p> <p>④ 雇用者などの事業を営んでいない個人を、グループの構成員にすることはできるか。</p>	<p>① 構成事業者は「現に事業を営んでいる法人又は個人」としており、団体は法人格を有している必要があります。</p> <p>② グループの代表が個人事業主であれば問題ありません。</p> <p>③ 販促物作成などを協力してもらう広告代理店などの事業者とグループを構成することは問題ありません。ただし、本事業はグループにより実施される事業に要する経費に対し補助金を交付するものであり、事業はグループ内において企画立案、役割分担がなされた上で取り組まれることを想定していますので、グループ内事業者への委託料を補助対象経費として計上することは想定していません。</p> <p>④ 雇用している従業員であって「現に事業を営んでいる法人又は個人」に該当しない者をグループの構成員とすることはできません。</p>
5	<p>■グループの構成について</p>	<p>① 事業者の代表が同じでも別事業者であれば連携のメンバーになることはできるか。</p> <p>② 構成員のすべての事業者が「主たる事業所が盛岡市内である」必要があるか。</p>	<p>① 代表者が同一の異なる事業者でグループ構成し、応募することについては差し支えありません。ただし、本事業は連携する事業者が互いに有する技術、アイデア、サービス、ノウハウ、知識等を共有することによって新たな事業を創出し、挑戦することを支援し、新たな事業展開が見出されることを期待していることに留意してください。</p> <p>② グループの代表事業者が「盛岡市内に主たる事業所を有する事業者」であれば、構成員のすべての事業者が「主たる事業所が盛岡市内である」必要はありません。</p>
6	<p>■応募書類について</p>	<p>① 応募書類のうち、構成員が応募資格を有していることを証明する書類に「定款、寄付行為等（法人以外の団体、個人にあつては、これらに相当する書類）」とあるが、具体的にはどのようなものか。</p>	<p>① 誤記載のため、募集要領及び申込書において、「(イ) 定款、寄付行為等（法人以外の団体、個人にあつては、これらに相当する書類）」を「(イ) 定款、寄付行為等（法人の場合）」に改めます。</p>

		質問	回答
		<p>② 謄本、住民票、納税証明書などの書類は原本に限るか。写し（コピー）でも認められるか。</p> <p>③ 納税証明書は、領収書でよいか。</p> <p>④ 構成事業者の役員等名簿（様式5）は、どこまでの役員を記載する必要があるか。</p>	<p>② 質問のあったそれぞれの書類について、写し（コピー）でも可とします。</p> <p>③ 募集要領において納税証明書の提出を求めているため、領収書ではなく、納税証明書を提出してください。</p> <p>なお、国税は税務署、市税は当市から取得してください。ただし、市税については同意書（様式4-1）の提出をもって納税証明書の提出に代えることができることとしました。</p> <p>④ 構成事業者の役員等名簿（様式5）は、法人登記簿に記録されている役員と合致するように作成してください。</p>
7	<p>■応募する事業の要件について</p>	<p>募集要項の「募集する事業の要件」に「令和2年4月1日以降に新規に実施した又は実施を予定する事業であること」とあるが、令和2年3月以前に実施した事業に新たな要素を加えて実施する場合、要件に合致するものと判断されるか。</p>	<p>新たに加えられる要素の内容を踏まえ、新規性について判断します。</p>
8	<p>■事業の中止について</p>	<p>今後、新型コロナウイルス感染症の影響により補助事業イベントが中止となった場合、補助対象経費として計画し、イベントの準備に要した経費は補助対象となるか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の動向が想定できないことから、現段階で一律にお答えできません。</p> <p>有事の際に個別、具体的状況を踏まえて判断することになりますが、イベントの開催に係る自粛要請が行われていない中での自主的な中止の場合、補助対象とすることは厳しいのではないかと想定されます。</p>

応募書類ごとの補足説明を記載した「応募書類に係る補足説明」を掲載しましたので、応募書類提出の際は、あらかじめ御確認ください。